

# 新型コロナウイルスが 5 類感染症に引き下げられ 医療費の費用負担などが変更になります

5月8日(月)に、新型コロナウイルスの感染症法上の取り扱いが「2類感染症相当」からインフルエンザなどと同じ「5類感染症」に引き下げられ、医療費の費用負担などが変更されます。

#### 5 類感染症移行による取り扱いなどの主な変更点

対応	現在 (5月7日(日)まで)	移行後 (5月8日(月)から)
感染時等の自宅待機 (外出制限)	・陽性となった人⇔7日間 ・濃厚接触者⇔原則5日間	法に基づく外出制限なし
医療費等の費用負担 (医療機関受診時の 検査、外来・入院医 療、コロナ治療薬)	自己負担なし	原則自己負担 ※入院費用は一部自己負担、コロナ治療 薬は自己負担なし(令和5年9月まで)。
宿泊療養施設・食料 などの支援	・ホテル等の隔離施設の提供 ・買い物困難者への食料支援	廃止

#### 発熱等の症状がある場合

重症化リスクがある人や症状がきつく診察を受けたい人は、次の方法で医療機関を受診してください。

- ●かかりつけ医がある人は、電話で相談の上、受診してください
- ●かかりつけ医がない人は、長崎県受診・相談センター (☎ 0120-071-126) に相談してください ※日頃から自主検査キットの活用や市販薬を備蓄するなど、医療機関の負担軽減にご協力をお願いします。



市ホームページ (新型コロナウイルス感染症関連情報)

⑧新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎ 24-1111

## 新型コロナワクチン接種 令和5年春接種

5月から市内の個別医療機関で、一部の方を対象に新型コロナウイルスワクチンの接種を行います。

- 期 間 5月8日(月)~8月31日(木)
- 会場 市内の医療機関(約120機関) ※要予約。
- 対 象 次のいずれかに該当する人
  - 65歳以上で初回接種が終了し、最後の接種から3カ月以上経過した人
  - 2 5 ~ 64 歳で次に該当する人
  - ・基礎疾患などを有する人、その他重症化リス クが高いと医師が認める人
  - ・医療機関、高齢者施設、障がい者施設などの 従事者
- 費 用 自己負担なし

接種券 65歳以上で初回接種が終了した人と60歳未満で5回目接種が終了した人に順次発送しています※対象で接種券が届かなかった人や、60~64歳で②に該当する人は、佐世保市ワクチン接種コールセンターへ連絡してください。



市ホームページ (ワクチン接種)



ワクチン接種 予約サイト

⑥佐世保市ワクチン接種コールセンター ☎ 0570-022-558

## 3月定例市議会で可決等された主な議案

3月定例市議会(2月24日~3月20日)で可決等された45議案の中から、 主な議案の概要をお知らせします。

#### 主な条例・一般議案

●佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件 子どもの福祉医療費の助成対象を、小・中学生までから18歳の年度末までに拡大するもの

⊕子ども支援課 ☎ 24-1111

●佐世保市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の件電子証明書の発行の申請受け付け等に係る事務を取り扱う郵便局を指定するもの

⑤戸籍住民窓□課 ☎ 24-1111

### 補正予算(令和4年度)

国の補正予算を受け実施するものや、新型コロナウイルス感染症対策として実施するものなど、一般会計および特別会計5会計で補正を行いました。

- 一般会計補正予算の主な内容
- ●国の補正予算によるもの(社会福祉施設整備補助事業

費など11件) 15億4950万円

- ②国の「電気・ガス・食料品等価格高騰対策」によるもの(貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業費1件) △4129万円
- ③新型コロナウイルス感染症対策によるもの (養殖業育成事業費など3件) △1259万円
- 4災害関連(土木施設災害復旧費1件) 2034万円
- ⑤その他 (基金造成費など 12 件) 43 億 2914 万円 特別会計補正予算の主な内容 (5 会計分)
- ●基金造成費など10件 7億9111万円

会計	補正額	補正後の予算額
一般	58億4510万円	1348 億 4548 万円
特別	7億9111万円	885 億 3921 万円

## 4月から市役所の組織が一部変わりました

政策課題への適切な対応と、より効率的で効果的な行政サービスを提供するため、組織再編を行いました。

項目	内容
「市史編さん室」の新設	市民の郷土への誇りと愛着の醸成を図るため、また今後の市政推進に資する資料 として市制 125 年史を発行するにあたり、一連の業務を担う部署を新設
「宇久家畜診療所」の所管変更	宇久地区内の家畜の診療、疾病予防などの業務を担う「宇久家畜診療所」について、畜産業の振興および発展を図るという施設本来の設置目的を鑑み、所管を宇 久行政センター産業建設課から農林水産部農政課へ変更
「地域福祉推進室」の新設など	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制への移行準備などに対応するため、 保健福祉政策課の準課として「地域福祉推進室」を新設する他、「地域連携準備室 (準課)」の廃止、保健福祉政策課の「総務係」「企画係」を「総務企画係」に再編
水道局の組織・機構見直し	水道事業および下水道事業の継続に向けて、経営戦略策定を見据えた事業運営の推進などを図るための組織再編 ・「水源対策・企画課」の見直しを行った上で「経営企画課」へ改称 ・「水道計画建設課」の新設 ・「基幹施設建設室 (準課)」の廃止 ・「水道整備課」の見直しを行った上で「水道管路整備課」へ改称 ・「IR 推進室 (準課)」の新設

⑤行財政改革推進局 ☎ 24-1111

## 市職員採用試験(通常枠)

試験日 6月18日(日)

試験会場 長崎国際大学 受付期間 5月1日(月)~31日(水)

応募方法 ぴったりサービス (電子申請) にて

試験職種	採用予定
事務職 (大学)	20 人程度
事務職 (社会福祉士)	3人程度
土木 (大学・UJI)	10 人程度
建築 (大学・UJI)	5 人程度
造園 (大学)	1 人程度
薬剤師	1 人程度
幼稚園教諭	1 人程度
獣医師	4 人程度

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ (市職員採用試験)

# オンラインサービス「おくやみ 手続きガイド」を開始しました

死亡後に必要な手続きは、亡くなられた方や遺 族の状況に応じて異なります。本市では、身近な 方が亡くなった後の手続きの負担を軽減するた め、「おくやみコーナー」や「おくやみハンドブッ ク」を昨年導入しました。今回新たにスマート フォンやパソコンなどから必要な手続きを調べる ことができる「おくやみ手続きガイド」を3月か ら開始しましたのでおくやみコーナーを予約でき ない時などに、どうぞご利用ください。

内容質問に回答することで、必要な手続きや、 手続きの窓口、持参するものなどを案内 します



おくやみ手続きガイド

⑧戸籍住民窓□課 ☎ 24-1111

# 要配慮者利用施設に 防災ラジオを無償で貸し出します



象 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学 校、医療施設など)

申込方法 オンライン申請システムから申し込 んでください

受取方法 申し込み受け付けから約1カ月後に 受け取り可能日をメールで連絡しま す。受け取り可能日以降に、防災危機 管理局でラジオを受け取ってください ※受け取りの際は、身分証等(名札で も可)を持参してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ (防災ラジオ)

# 樋口川洪水ハザードマップを 配布しています

近年、全国各地で集中豪雨による浸水被害など が発生しています。本市では、万が一の洪水の発 生に備え、樋口川で想定される最大規模雨量に対 し、洪水による浸水が予想される範囲や深さ、洪 水時の避難場所、避難時の危険箇所などを示した 洪水ハザードマップを作成しました。いざという ときに適切な行動がとれるよう、日頃からハザー ドマップを活用し、避難場所や危険箇所などを確 認しておきましょう。

配布 対象地区に住む世帯には、5月中に送付し ます。その他、河川課や各支所でもお渡 しできます

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ (洪水ハザードマップ)

⑧河川課 ☎ 24-1111

# 西九州自動車道 4 車線化工事に伴う 県道 11 号の夜間通行止め区間が変わります

西九州自動車道の 4 車線化工事に伴う佐世保中央 IC ~佐世保みなと IC 間の 橋 梁 拡幅工事が 令和3年9月から順次行われています。安全かつ効率的に工事を行うため、平日に西九州自動 車道と県道 11号 (西九州自動車道高架下)の 「夜間通行止め」 を随時実施していますが、工事の 進捗に伴い、県道 11 号の夜間通行止め区間が変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 期間 令和8年5月まで

場所 【県道 11号 (西九州自動車道高架下)】

平瀬交差点~競輪場前交差点

【西九州自動車道】

佐世保中央 IC ~佐世保みなと IC

- ※県道 11 号では緊急車両や沿線にお住ま いの皆さんの通行帯を確保します。
- ※西九州自動車道の佐々 IC ~佐世保中央 IC 間、佐世保みなと IC ~佐世保大塔 IC 間は通行できます。
- ※通行する場合は国道 35 号への迂回をお 願いします。

詳しくは NEXCO 西日本の工事特設 WEB サイトをご覧ください。



NEXCO 西日本 工事特設 WEB サイト

路線	交差点間または区間	通行止め期間
県道 11号	<ul><li>●平瀬交差点~</li><li>②塩浜交差点</li></ul>	令和3年9月ごろ~ 令和5年7月ごろ ※令和5年8月以降 も数時間の通行止 めを実施する日が あります。
	<ul><li>②塩浜交差点~</li><li>③競輪場前交差点</li></ul>	令和5年5月ごろ~ 令和8年5月ごろ
西九州自動車道	佐世保中央 IC 〜 佐世保みなと IC	令和3年9月ごろ~ 令和8年5月ごろ

- ※通行止めの時間帯は、土・日曜、祝日を除く 20 時~翌朝 6 時です。
- ※作業内容によっては、隣接の交差点でも夜間通行止めを実 施する時間帯があります。



- ® NEXCO 西日本佐世保工事事務所(昼間) ☎ 59-8777
- ® NEXCO 西日本お客さまセンター(24 時間対応) ☎ 0120-924-863
- ⑥土木政策課 ☎ 24-1111

広報させば 2023.5 09